

子会社の資産状態の著しい悪化と 子会社株式評価損

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

国税不服審判所：【関裁（法）令2-9】令2・12・16裁決（TAINS:F0-2-1020）

Brush up
point

本件は、子会社の資産状態が著しく悪化した場合の判断と、子会社株式評価損の計上が問題となっている。国税不服審判所は、請求人の主張を認めない裁決を下したが、その判断ポイントは、次のとおりである。

- (1) 法人税法33条は、「災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと」という例示の場合と同程度又はそれに準ずる程度の資産価値の減少が生じたときにその評価損を損金に算入することを定めるものである。
- (2) 法人税法33条2項に規定する資産の評価損の損金算入は、例外的に認められるものであるから、その損金算入をしようとする者が、それに該当する具体的事実の存在につき立証責任を負う。
- (3) 子会社の資産状態が著しく悪化したというためには、請求人が評価損を計上した平成27年12月期の終了の時ににおける子会社の1口当たりの純資産価額が、本件出資持分を取得した時の子会社の1口当たりの純資産価額と比較しておおむね50%以上下回ることとなった事実が必要となる（法人税基本通達9-1-9(2)の是認）。
- (4) 平成27年12月期の終了の時ににおける子会社の貸借対照表上の純資産価額（24,968,991人民元）は、本件出資持分の取得直後である平成24年8月31日現在の純資産価額（33,807,796人民元）に比して約26%下回っているにすぎないので、本件出資持分について、子会社の資産状態が著しく悪化したということはない。

I 事実関係

〔1〕本件は、審査請求人（以下、「X社」という。）が、その有する子会社P社の出資持分に係る評価損を損金の額に算入して法人税等の申告をしたところ、原処分庁Yが、当該評価損は損金の額に算入されないなどとして更正処分等をしたのに対し、X社が、P社の資産状態が著しく悪化しているから当該評価損は損金の額に算入されるなどとして、その更正処分等の全部の取消しを求めた事案である。具体的な基礎事実は、次のとおりである。

〔2〕X社は、自動車部品の輸入卸売等の事業を営む法人であり、甲が代表取締役を務めている。P社は、甲が出資して設立された中国に所在する有限責任会社である。

X社は、平成24年8月29日に、本件P社に対して298,500,000円を出資し、P社の出資総額の71.8%の出資持分を取得した。本件出資持分は、法人税法施行令（以下、「施行令」という。）68条1項2号口に規定する上場有価証券等以外の有価証券である。

甲は、中国に工場を建設することとし、平成23年中に、P社の設立に先立ち、中国のC

（以下、「本件委員会」という。）との間で、自動車部品生産加工プロジェクトに関する本件契約を締結した。P社は、甲から当事者の地位を引き継いだ本件契約に基づき、平成24年1月31日から同年4月30日までの間に、本件委員会などの行政機関（以下、「本件委員会等」という。）に対する自動車部品生産加工プロジェクトの第1期に係る本件A土地の土地使用権を取得するための代金（以下、「本件A土地支出金」という。）などとして合計5,296,426.63人民元を支払い、支払の都度これを無形資産勘定に計上した。同様に、P社は、本件契約に基づき、平成24年9月21日から平成27年9月30日までの間に、本件委員会等に対する自動車部品生産加工プロジェクトの第2期に係る本件B土地（本件A土地と併せて「本件各土地」という。）の土地使用権を取得するための代金（以下、「本件B土地支出金」といい、本件A土地支出金と併せて「本件各土地支出金」という。）などとして合計14,409,361.65人民元を支払い、支払の都度これを無形資産勘定に計上した。P社は、本件A土地上に建物を建設し、平成27年7月24日付で登記した（以下、この建物を「本件建物」という。）。

なお、本件A土地の土地使用権については、平成28年4月20日付でP社を土地使用権者とする登記がなされ、本件B土地の土地使用権については、P社を土地使用権者とする登記がなされていない。

〔3〕以上の背景をもとに、X社は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの事業年度において、貸借対照表の出資金勘定に計上していた本件出資持分の額298,500,000円に係る有価証券評価損として211,172,731円を計上し、その帳簿価額を87,327,269円に減額した（以下、X社が計上した有価証券評価損を「本件評価損」という。）。これに対しYは、平成27年12月期終了の時ににおけるP社の1口当たりの純資産価額は、本件出資持分を取得した時のP社の1口当たりの純資産価額に比して50%以上下回ることとなった事実はなく、本件P社の資産状態が著しく悪化したとは認められないから、法人税法33条2項の規定を適用して本件評価損を損金の額に算入することはできないなどとして、令和元年7月8日付で、本件各事業年度の法人税及び本件各課税事業年度の地方法人税について、各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をなした。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件出資持分について、施行令68条1項2号口に規定する事実が生じていたか否か。具体的には、本件出資持分について、本件子会社の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下していたか否かである。当事者の主張は、次のとおりである。

請求人の主張	原処分庁の主張
P社の平成27年12月31日現在の貸借対照表には、本件各土地に係る無形資産が計上されているが、P社の資産状態が著しく悪化したか否かは、当該無形資産の実態に照らして判断すべきである。 本件A土地の土地使用権については、平成27年12月31日時点では登記がされていない不完全なもの	P社の平成27年12月31日現在の貸借対照表には、本件各土地に係る無形資産が計上され、その後においても同様に計上されていた。また、本件委員会等は、P社に対し、本件各土地の土地使用権を没収する旨の通知をしておらず、X社も本件各土地の土地使用権の価値に異常な減少が生じたことや本件委員

であったし、P社は、同日時点で操業を停止し、再開の意思もなかったから、本件契約に基づき、本件建物とともに本件委員会に没収される可能性もあった。また、本件B土地の土地権利については、操業再開がない以上、将来的に取得できる見込みが全くなかったし、本件委員会も、本件B土地支出金は返金できないと明言していた（なお、平成27年12月31日以後のことではあるが、当該資産状態に大きな変動を及ぼす事情もない中で、本件委員会から本件各土地及び本件建物を■■■（筆者注：内容不明）で購入したいとの提案があり、その金額で合意に至る見込みであることから裏付けられている。）これらによれば、本件各土地に係る無形資産は無価値であったと認められ、これを前提にP社の純資産価額を算定すると、請求人主張額のとおりとなるから、P社の資産状態は著しく悪化したといえる。したがって、本件出資持分について、本件子会社の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下していたと認められるから、施行令68条1項2号口に規定する事実が生じていたといえる。

会等から本件各土地支出金が返金されないことを証する資料の提出をしていない。加えて、平成27年12月31日までに本件A土地上に本件建物が建設され、平成28年4月には土地権利の登記がされており、それ以後も、P社は、本件B土地を含めてこれらを維持管理等していた。

これらによれば、本件各土地に係る無形資産が無価値となったとは認められないし、そのほかに本件子会社の資産状態が著しく悪化したとする事実も認められない。したがって、その他の要件を判断するまでもなく、本件出資持分について、施行令68条1項2号口に規定する事実が生じていたといえることはできない。

なお、法人税法33条2項の規定による評価損の損金算入は、例外的に認められるものであるから、本件子会社の資産状態が著しく悪化したため、本件出資持分の価額が著しく低下していたか否かは、それを主張する請求人に立証責任がある。

III 判決の要旨

〔1〕はじめに国税不服審判所は、資産の評価損の損金不算入に関する法令解釈を、次のとおり行っている。「法人税法第33条第1項及び第2項は…同条第1項において、原則として資産の評価損の損金算入を認めないこととした上、同条第2項において、例外的に一定の場合に限って資産の評価損の損金算入を認めることとしているところ、この例外的に資産の評価損の損金算入が認められる場合、すなわち同項に規定する政令で定める事実が生じた場合については、その例示として『災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと』が挙げられていることからすると、この例示する場合と同程度又はそれに準ずる程度の資産価値の減少が生じたことを要すると解される。」

また、「施行令第68条第1項及び同項第2号口は…上場有価証券等以外の有価証券に係る物損等の事実をもって、法人税法第33条第2項に規定する政令で定める事実が生じたというためには、『有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと』及び『有価証券の価額が著しく低下したこと』の2つの要件を満たす必要がある。そして、このうち『有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと』との要件について、法人税基本通達9-1-9*1は、上記1(2)ホ(イ)及びロに掲げる事実（筆者注：169頁脚注1の通達(1)、(2)）があった場合にはこれに該当する旨定めているところ、それらの事実がある場合には、通常、上記で述べたような法人税法第33条第2項の規定で例示する場合と同程度又はそれに準ずる程度の資産価値の減少が生じたといえるから、当該要件に係る判定基準として一定の合理性を有するといえるから、当審判所においてもその取扱いは相当と認められる。」

〔2〕次に、本件において法人税基本通達9-1-9をあてはめる場合、本件出資持分につ

いて、本件子会社の資産状態が著しく悪化したというためには、X社が本件評価損を計上した平成27年12月期の終了の時（平成27年12月31日）におけるP社の1口当たりの純資産価額が本件出資持分を取得した時（平成24年8月29日）のP社の1口当たりの純資産価額と比較しておおむね50%以上下回ることとなった事実が必要となるとし、その点について検討している。なお、本件では、X社による本件出資持分の取得から平成27年12月31日までの間に、P社の出資総額及びその持分比率に異動はないから、1口当たりの純資産価額に引き直して計算することなく、両時点のP社の純資産価額を比較して判断すれば足りるとし、次のとおり判断した。「平成27年12月期の終了の時におけるP社の貸借対照表上の純資産価額（24,968,991人民元）は、本件出資持分の取得直後である平成24年8月31日現在の純資産価額（33,807,796人民元）に比して約26%下回っているにすぎない。そして、当審判所に提出された証拠資料等によれば、本件契約の締結から平成27年12月期の終了の時までに、本件委員会等は、P社に対して書面又は口頭により本件各土地の土地権利を没収する旨の通知をするなどしておらず、本件各土地支出金及び本件建物を含めてこれらが実際に没収されたことはないし、また、P社も、本件各土地の土地権利又は本件各土地支出金及び本件建物に関して自己の権利を譲渡又は放棄等していないことが認められ、そのほかに、平成27年12月期の終了の時においてP社の純資産価額が貸借対照表上の純資産価額と異なるなどとうかがわせる事情も見当たらない。そのため、平成27年12月期の終了の時における本件子会社の純資産価額が、貸借対照表上の純資産価額と大幅に異なっているとはいえないし、本件出資持分を取得した時におけるP社の純資産価額と比較しておおむね50%以上下回っているということもできない。」

以上、本件については、本件出資持分について、P社の資産状態が著しく悪化したということではできないから、その他の要件について判断するまでもなく、施行令68条1項2号口に規定する事実が生じていたとは認められないとした。

IV 解説

〔1〕本件は事実認定の問題であるが、はじめに、法人税における資産の評価損益の取扱いについて整理する。

法人税法では、原則として資産の評価益（法人税法25条）並びに資産の評価損（法人税法33条）の計上を認めない。これは、会社法、企業会計が資産の評価につき取得原価主義をとることを基本にしており、法人税法もそれに倣うものとしている伝統的な処理である。

*1 9-1-9 令第68条第1項第2号口《市場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。

- (1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。
 - イ 特別清算開始の命令があったこと。
 - ロ 破産手続開始の決定があったこと。
 - ハ 再生手続開始の決定があったこと。
 - ニ 更生手続開始の決定があったこと。
 - (2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。
- (注) 一略一

ただし、短期売買商品等と有価証券については、別途、時価評価をする定めがあるのでそれに従い、また、特別な場合に生じる評価損益については、それぞれ益金の額、損金の額に算入することができることとされている。本件は、まさにその特別な場合に該当するか否かとうことが争点となっている。

〔2〕 法人税法33条2項は、次のとおり定め、特別な場合の評価損の損金算入を認めている。

「2 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時点における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」

また、これを受けた施行令68条（資産の評価損の計上ができる事実）は、第1項柱書きで、法人税法33条2項に規定する政令で定める事実、物損等の事実（施行令第68条1項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事実であつて、当該事実が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったものをいう。）及び法的整理の事実（更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実をいう。）とする旨規定し、同項2号口は、上場有価証券等以外の有価証券に係る物損等の事実として、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したことを掲げている。さらに、法人税基本通達9-1-9には、上記脚注1で掲げたとおり、「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」の該当事実が示されている。

なお、本件子会社P社は、中国に所在する有限責任会社であるが、外国法人の発行する有価証券については、当該発行法人が物価の変動が著しいと認められる国に本店又は主たる事務所を有するものであるときは、当該有価証券を取得した時と当該事業年度終了の日との間における当該国及びわが国の物価変動率を合理的に勘案したところによりその比較を行うことができるものとし、その場合において、当該物価変動率を勘案した比較が困難であるときは、課税上弊害がない限り、比較純資産額を当該有価証券を取得した日及び当該事業年度終了の日における13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値により円換算した金額に基づいてその比較を行って差し支えないこととされている（法人税基本通達9-1-10）。

〔3〕 そこで、これらの法令解釈の本件の当へのあてはめであるが、資産状態の著しい悪化については、施行令68条1項2号口と法人税基本通達9-1-9により判断することに妥当性があり、その結果、これは事実認定の問題であるが、審判所が判断したとおり、「平成27年12月期の終了の時点におけるP社の貸借対照表上の純資産価額（24,968,991人民元）は、本件出資持分の取得直後である平成24年8月31日現在の純資産価額（33,807,796人民元）に比して約26%下回っているにすぎない」のであれば、50%基準を満たさないことになるので、P社に資産状態の著しい悪化があったとはいえない。

また、X社は、本件委員会による本件各土地の没収等について主張しているが、審判所

は、平成27年12月期の終了の時点においては、あくまでそれらは未確定な事情又はそれに基づく推測等を述べるものにすぎないから、それだけをもって法人税法33条2項の規定で例示する場合と同程度又はそれに準ずる程度の資産価値の減少が生じたということとはできないと判断した。すなわち、発行法人の資産状態の悪化を判断する場合には、過去の判決例に『ケンウッド事件』（第1審：東京地裁平元・9・25判決，控訴審：東京高裁平3・6・26判決）があるが、同事件では非上場有価証券である外国子会社株式の評価につき、「有価証券の価額の低下をもたらす原因事実である発行法人の資産状態の悪化についても、それが一時的なもので、回復する見込みがないとはいえないような場合には、その結果としての有価証券の価額の低下も固定的でなく、回復する見込みがないとはいえないことになるから、結局、発行法人の資産状態の悪化についても、その悪化が固定的で回復の見込みがない状態にある場合に初めて著しく悪化したというべきである。」と判示しており、この点については法令にない要件が付加されたという批判もあるが、福岡高裁平成19年4月10日判決も、「当該有価証券の発行法人の資産状態が著しく悪化し、当該有価証券の価額が著しく低下したという場合においても、それが単に一時的なものにとどまらず、ある程度長期化・固定化し、その回復が困難な状態にあることが必要であるものといわなければならない。」とこれを支持し、「資産状態悪化」要件には「回復見込欠如」という判断も加味されることになる。したがって、筆者も、本件平成27年12月期の終了の時点においてP社における資産状態の著しい悪化はあつとはいえないという判断に賛成するものである。

〔わたなべ・みつる〕